



基発0525第4号
平成23年5月25日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

東日本大震災に係る勤労者財産形成持家融資制度の特例措置の拡充について

東日本大震災に係る勤労者財産形成持家融資制度の特例措置については、平成23年3月24日付け基発0324第5号により通知しているところであるが、独立行政法人雇用・能力開発機構業務方法書の一部改正により、平成23年5月25日から特例措置の内容を別添のとおり拡充することとされた。

使用者、労働者等から問い合わせがあった場合には、別添の写しを配布する等により情報提供をお願いしたい。

また、本取扱いについて、管下労働基準監督署に周知されたい。

(参考)

勤労者財産形成持家融資制度（財形持家融資制度）

独立行政法人雇用・能力開発機構 勤労者財産形成部

電話 045-683-1177

HP <http://www.ehdo.go.jp/>

【連絡先】

厚生労働省労働基準局勤労者生活課

電話 03-5253-1111

財形融資係（内線5367）

厚生労働省労働基準局
勤労者生活課
(平成23年5月25日改定)

東日本大震災により被災された皆様へ 財形持家融資制度の特例措置のご案内

独立行政法人雇用・能力開発機構から事業主等を通じて財形持家融資を受けて現在返済中の方で、標記により被災された方については、被災の程度に応じて返済方法の変更を行っておりますが、以下のとおり返済方法変更の内容を拡充します。

1 返済方法変更の拡充内容

- (1) 返済金の払込みの据置又は返済期間を現行の最長3年から最長5年に延長します。
- (2) 据置期間中の金利の引き下げを現行の最大「1.5%引き下げた金利」から「1.5%引き下げた金利又は0.5%のいずれか低い方」に拡充します。

2 返済方法変更の対象になる方

次のいずれかに該当し、被災後の収入が機構で定める基準以下となる見込みの方

- (1) 勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した方
- (2) 融資住宅等が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方
- (3) 債務者又は家族が死亡・負傷したため、著しく収入が減少した方
- (4) 東京電力福島第一原子力発電所事故による避難勧告等を受け、生活に相当の費用が必要な方

【参考：特例措置の内容】

※下線部が拡充箇所（括弧内は拡充前）

返済方法の変更 り災割合※	据置期間	返済期間 の延長	据置期間中の金利
30%未満	1年	1年	0.5%引き下げた金利又は <u>1.5%の低い方</u>
30%以上 60%未満	<u>3年</u> (2年)	<u>3年</u> (2年)	1.0%引き下げた金利又は <u>1.0%の低い方</u>
60%以上	<u>5年</u> (3年)	<u>5年</u> (3年)	1.5%引き下げた金利又は <u>0.5%の低い方</u>

※ り災割合とは、災害発生の日前1年以内の収入額から災害発生日以後1年間の収入予定額を差し引いた金額に、融資住宅等の復旧に要する自己資金等と災害による負傷又は疾病の治療費を加えた金額が、災害発生の日前1年以内の収入に占める割合をいいます。

※ 据置期間中の利率を引き下げた結果、0%を下回る場合は、0%となります。

お問い合わせ先

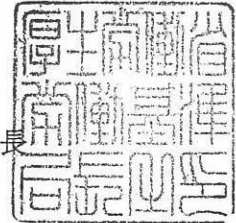
- ・現在ご返済中の財形融資業務取扱金融機関
又は
- ・独立行政法人雇用・能力開発機構勤労者財産形成部
電話 0120-989-534 (通話料無料)
受付時間 9:00~18:00



基発0525第5号
平成23年5月25日

都道府県知事 殿

厚生労働省労働基準局長



東日本大震災に係る勤労者財産形成持家融資制度の特例措置の拡充について

東日本大震災に係る勤労者財産形成持家融資制度の特例措置については、平成23年3月24日付け基発0324第6号により通知しているところであるが、独立行政法人雇用・能力開発機構業務方法書の一部改正により、平成23年5月25日から特例措置の内容を別添のとおり拡充することとされた。

使用者、労働者等から問い合わせがあった場合には、別添の写しを配布する等により情報提供をお願いしたい。

また、本取扱いについて、貴都道府県内市町村及び関係機関等への周知につき特段の御配慮をいただきたい。

(参考)

勤労者財産形成持家融資制度（財形持家融資制度）

独立行政法人雇用・能力開発機構 勤労者財産形成部

電話 045-683-1177

HP <http://www.ehdo.go.jp/>

【連絡先】

厚生労働省労働基準局勤労者生活課

電話 03-5253-1111

財形融資係（内線5367）

東日本大震災により被災された皆様へ
財形持家融資制度の特例措置のご案内

独立行政法人雇用・能力開発機構から事業主等を通じて財形持家融資を受けて現在返済中の方で、標記により被災された方については、被災の程度に応じて返済方法の変更を行っておりますが、以下のとおり返済方法変更の内容を拡充します。

1 返済方法変更の拡充内容

- (1) 返済金の払込みの据置又は返済期間を現行の最長3年から最長5年に延長します。
- (2) 据置期間中の金利の引き下げを現行の最大「1.5%引き下げた金利」から「1.5%引き下げた金利又は0.5%のいずれか低い方」に拡充します。

2 返済方法変更の対象になる方

次のいずれかに該当し、被災後の収入が機構で定める基準以下となる見込みの方

- (1) 勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した方
- (2) 融資住宅等が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方
- (3) 債務者又は家族が死亡・負傷したため、著しく収入が減少した方
- (4) 東京電力福島第一原子力発電所事故による避難勧告等を受け、生活に相当の費用が必要な方

【参考：特例措置の内容】

※下線部が拡充箇所（括弧内は拡充前）

返済方法の変更 り災割合*	据置期間	返済期間 の延長	据置期間中の金利
30%未満	1年	1年	0.5%引き下げた金利又は <u>1.5%の低い方</u>
30%以上 60%未満	<u>3年</u> (2年)	<u>3年</u> (2年)	1.0%引き下げた金利又は <u>1.0%の低い方</u>
60%以上	<u>5年</u> (3年)	<u>5年</u> (3年)	1.5%引き下げた金利又は <u>0.5%の低い方</u>

※ り災割合とは、災害発生の日前1年以内の収入額から災害発生日以後1年間の収入予定額を差し引いた金額に、融資住宅等の復旧に要する自己資金等と災害による負傷又は疾病の治療費を加えた金額が、災害発生の日前1年以内の収入に占める割合をいいます。

※ 据置期間中の利率を引き下げた結果、0%を下回る場合は、0%となります。

お問い合わせ先

- ・現在ご返済中の財形融資業務取扱金融機関
又は
- ・独立行政法人雇用・能力開発機構勤労者財産形成部
電話 0120-989-534 (通話料無料)
受付時間 9:00~18:00